

平成24年度 第1回

宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会

日 時：平成24年9月5日（水）

午後2時00分から

場 所：宇都宮市教育センター5階研修室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- ・第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める
「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について

…資料1, 資料2

3 その他の事項

4 閉 会

- | |
|---|
| ・ 資 料 1 第二期地方分権改革に伴い条例等で規定する基準の一覧 |
| ・ 資 料 2 第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について |
| ・ 別 紙 条例で規定する基準の概要（高齢者福祉施設） |
| ・ 参考資料1－1から1－10まで 基準の概要 |
| ・ 参考資料2－1から2－10まで 現行の国の基準（別冊） |

平成24年度 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

所 属			氏 名
議 員			
社会福祉事業者	1	宇都宮市議會議員	角田 和之
	2	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会会长	岩崎 正日登
	3	栃木県老人福祉施設協議会会长	大山 知子
	4	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会理事	尾崎 匠男
	5	宇都宮市社会福祉協議会会长	小林 辰興
	6	宇都宮介護者の会会长	三條 安子
	7	宇都宮市民生委員児童委員協議会会长	鈴木 逸朗
	8	宇都宮市老人クラブ連合会会长	野澤 正明
	9	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会会长	浜野 修
◎ 学識経験者	10	獨協医科大学名誉教授	大森 健一
	11	宇都宮市歯科医師会副会長	菊地 善郎
	12	栃木県看護協会会长	河野 順子
	13	宇都宮市自治会連合会副会長	篠崎 實
	14	宇都宮市医師会理事	田中 豊治
	15	宇都宮短期大学准教授	古川 和稔
	16	宇都宮ボランティア協会会长	松本 カネ子

◎・・・分科会長

○・・・職務代理者

第二期地方分権改革に伴い条例等で規定する基準の一覧

資料 1

No.	条例等で規定する基準	審議会等の名称	所管課・グループ
1	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	社会福祉審議会 (高齢者福祉専門分科会)	保健福祉総務課 介護事業者指導 グループ
2	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
3	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準		
4	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準		
5	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準		
6	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
7	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
8	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	社会福祉審議会 (高齢者福祉専門分科会)	
9	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準		
10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準		
11	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	社会福祉審議会 (地域福祉専門分科会)	保健福祉総務課 法人・施設グループ
12	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準		
13	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	社会福祉審議会 (障害者福祉専門分科会)	
14	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準		
15	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準		
16	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準		
17	福祉ホームの設備及び運営に関する基準		
18	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準		
19	診療所に薬剤師を配置すべき基準	医師会、歯科医師会、薬剤師会等からの意見聴取	保健所総務課 地域医療グループ
20	食品衛生検査施設の設備等に関する基準	食品安全懇話会	生活衛生課 食品衛生グループ
21	旅館の衛生に関する基準	生活衛生同業組合協議会からの意見聴取	

第二期地方分権改革に伴い条例等で規定する基準の一覧

No.	条例等で規定する基準	審議会等の名称	所管課・グループ
22	理容所の衛生に関する基準	生活衛生同業組合協議会からの意見聴取	生活衛生課 環境衛生グループ
23	美容所の衛生に関する基準		
24	クリーニング所の衛生に関する基準		
25	興行場の衛生に関する基準		
26	公衆浴場の衛生に関する基準		
27	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	社会福祉審議会 (児童福祉専門分科会)	子ども未来課 企画グループ
28	廃棄物の処理及び清掃に関する基準	①廃棄物処理施設設置許可に係る専門委員 ②廃棄物減量等推進審議会	廃棄物対策課 指導グループ
29	道路の構造に関する基準	宇都宮市道路見える化計画 推進懇談会	土木管理課 企画グループ
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（道路関係）		
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園関係）	都市計画審議会	公園管理課 公園整備グループ
31	道路標識に関する基準	宇都宮市道路見える化推進 懇談会	道路維持課 管理調整グループ
32	自動車駐車場の料金表示に関する基準		
33	河川管理施設等の構造に関する基準	土木工学・構造工学に係る有識者からの意見聴取	河川課 企画グループ
34	市営住宅等の整備に関する基準	宇都宮市住生活基本計画策定懇談会	住宅課 住宅計画グループ
35	風致地区内における建築等の規制に関する基準	都市計画審議会	緑のまちづくり課 計画グループ
36	都市公園の設置等に関する基準	都市計画審議会	公園管理課 公園整備グループ
37	水道の布設工事監督者の配置等に関する基準	上下水道事業懇話会	水道建設課 計画グループ
38	公共下水道の構造等の基準	上下水道事業懇話会	下水道建設課 計画グループ

**第二期地方分権改革に伴い本市の条例で定める
「高齢者福祉施設の設備、運営等に関する基準」について**

◎ 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括法」という。）の施行に伴い、これまで法令で定められていた施設の設備・運営等に関する基準を、来年3月までに本市の条例で規定する必要があり、条例制定等に当たっての各基準の考え方をまとめたことから、その内容についてご意見を伺うもの

1 法令の概要

(1) 制定までの流れ

平成23年5月 第1次一括法の公布
8月 第2次一括法の公布

(2) 法令改正の趣旨

これまで国が全国統一的な視点で、法令で定めてきた施設の設備・運営等に関する基準について、今後は、条例で定めることを可能にすることによって、地方自治体の自主性を發揮し、主体的な行政の展開を実現しようとするものです。

(3) 法令上の制約

今回の法令改正により、これまでの国の基準は、「従うべき基準」、「標準とする基準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、各地方自治体は、この分類に基づく法令上の制約を踏まえながら、条例を制定する必要があります。

【改正前】

国が法令で全国統一的な基準を制定

【改正後】

市が次の3分類に基づき条例等で基準を制定

3分類	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。 ・地域の実情に応じて國の基準の強化は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。 ・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、國の基準の強化、追加等は許容 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容は、國の基準を十分参酌しなければならない。 ・地域の実情に応じて國の基準の強化、追加等は許容
主な基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の配置基準 ・施設の居室面積 ・人権に直結する基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの利用定員数の基準 ・介護施設の規模の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理や苦情処理に関する基準 ・施設の構造・設備の基準
市の裁量			

2 条例で規定する基準設定の考え方

(1) 本市の基本的な考え方

これまで国の基準のもと、適切なサービス水準を確保してきたことを踏まえ、国の基準を基本としつつ、本市の実情等を考慮し、より適切なサービスが提供できる場合などには、一部に本市独自の基準を設けながら、下記の3類型により対応していきます。

ア 基準を強化するもの

- ・ 国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

- ・ 現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国^の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 施設管理運営等に係る基準の件数

基準を条例で規定するもの	10件	基準を強化するもの	2件
		基準を追加するもの	2件
		基準を維持するもの	6件

3 条例で規定する基準の概要（高齢者福祉施設）

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

- 平成24年8月～ 外部からの意見聴取
(パブリックコメント、審議会等)
- 平成25年3月 議会に基準に関する条例案を付議
- 平成25年4月 条例施行

条例で規定する基準の概要(高齢者福祉施設)

ア 基準を強化するもの

No.	基準の名称 (根拠法)	主な基準内容 (カッコ内は施設数)	主な対象施設等 (カッコ内は施設数)	国の一覧の一部見直し内容 ※下記の項目以外は、全て国の基準を維持 理由
1	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)	①事業の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③事業者の指定に関する基準 (申請者の法人格の有無)	・認知症対応型通所介護(11) ・小規模多機能型居宅介護(14) ・認知症対応型共同生活介護(18) ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(4)	【従うべき基準】 認知症対応型共同生活介護の床面積を「7.43m ² とは別にに収納設備を確保するなど、利用者の有すること」としており、本市では、これに拡張分を広げることとされています。これまで特別養護老人ホーム等のニット個室と同面積(10.65m ²)としていることから、引き続き、利用者の生活の質を確保するため
2	指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業の方法に関する基準(介護保険法)	①事業の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③事業者の指定に関する基準 (申請者の法人格の有無)	・介護予防小規模多機能型居宅介護(9) ・介護予防認知症対応型共同生活介護(14)	【従うべき基準】 認知症対応型共同生活介護の床面積を「7.43m ² 以上」に拡張

イ 基準の追加等をするもの

No.	基準の名称	主な基準内容 (カッコ内は施設数)	主な対象施設等 (カッコ内は施設数)	国の一覧の一部見直し内容 ※下記の項目以外は、全て国の基準を維持 理由
3	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)	①施設の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③施設の指定に係る基準 (入所定員)	介護老人福祉施設(26)	【参考すべき基準】 居室定員について、居室料が低廉な多床室の居室定員が認められることから、居室料が低廉なホーム(4人以下の例外規定を追加)
4	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(老人福祉法)	①ホームの設備、運営に関する基準 ②利用者数に関する基準 ③その他の設備、運営に関する基準	・特別養護老人ホーム(26) ・地域密着型特別養護老人ホーム(4)	【参考すべき基準】 居室定員については、居室料が低廉な多床室の居室定員が認められないが、国の基準にない4人以下の定員の多床室を設置することを可能とするため

ウ 基準を維持するもの

No.	基準の名称	主な基準内容	主な対象施設等 (カッコ内は施設数)	国の一覧の一部見直し内容 ※下記の項目以外は、全て国の基準を維持する理由
5	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)	①事業の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③事業者の指定に関する基準(申請者法人格の有無)	訪問介護(99) 居宅介護看護(360) 訪問介護管理指導(325)	
6	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防サービス等による介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(介護保険法)	①事業の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③事業者の指定に関する基準(申請者法人格の有無)	介護予防訪問看護(337) 介護予防訪問リハビリテーション(334) 介護予防居宅看護管理指導(322)	
7	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(介護保険法)	①施設の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準 ③施設に関する基準	介護老人保健施設(11)	これまで国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を採用することで、同様の効果が期待できるため
8	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(介護保険法)	①施設の設備、運営に関する基準 ②従業者の員数に関する基準	介護療養型医療施設(4)	
9	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(老人福祉法)	①ホームの設備、運営に関する基準 ②利用者数に関する基準 ③その他の設備、運営に関する基準	養護老人ホーム(1)	
10	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(社会福祉法)	①施設の設備、運営に関する基準 ②施設の利用者数に関する基準 ③その他の設備、運営に関する基準	・軽費老人ホーム(ケアハウス) (12) ・軽費老人ホームB型	

参考資料 1－1

1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準に従わなければならない。地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定）
- ・ 利用者の数に関する基準に係る規定
- ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・ 指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準
- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
夜間対応型訪問介護	0	定期巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護
認知症対応型通所介護	11	認知症の方の日常生活の世話などをを行う日帰りサービス
小規模多機能型居宅介護	14	「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービス
認知症対応型共同生活介護	18	認知症の方の少人数で共同生活をしながら支援を受ける
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	指定を受けた施設に入居して、日常生活上の世話を受ける
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	市内の方で、常時介護が必要で、自宅で介護が困難な方が入所して介護サービスを受ける

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請	法人格を有するもの
従業者の員数 (サービスの種類により職種・員数に違いあり)	管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の員数
設備に関する基準(一の居室の床面積)	居室定員1人、居室の面積 7.43m ² 以上
運営に関する事項	利用申込者の同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
みなし指定	H17年改正前からの利用者の取り扱い
設備に関する基準(共同生活住居の数、必要な設備)	グループホームの共同生活住居は1または2、共同生活住居の入居定員5人以上9人以下、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に対して必要な設備等

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制等
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置など必要な措置
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

ア 基準を強化するもの

⇒認知症対応型共同生活介護の居室の床面積

市の法令による基準	市条例で定める基準
第九十三条【従うべき基準】 4 一の居室の床面積は、 <u>7.43 平方メートル以上</u> としなければならない。	一の居室の床面積 <u>10.65 平方メートル以上</u>

【上記の理由】

国の通知において、「7.43 m²とは別に収納設備を確保するなど、利用者の私物等も置くことのできる充分な広さを有すること」とされており、本市では、これまで特別養護老人ホーム等のユニット個室と同面積(10.65 m²)としてきたことから、引き続き、利用者の生活の質を確保するため、国の基準から拡張します。

イ 基準を維持するもの

⇒「認知症対応型共同生活介護の居室の床面積」以外の全ての基準

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－2

2 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
国が示す基準の考え方	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定）
- ・ 利用者の数に関する基準に係る規定
- ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
介護予防認知症対応型通所介護	9	認知症の方の日常生活の世話をなどを行う日帰りサービス
介護予防小規模多機能型居宅介護	11	「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせたサービス
介護予防認知症対応型共同生活介護	14	認知症の方の少人数で共同生活をしながら支援を受ける

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請	法人格を有するもの
従業者の員数 (サービスの種類により職種・員数に違いあり)	管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の員数
設備に関する基準(一の居室の床面積)	居室定員1人、居室の面積 7.43 m ² 以上
運営に関する事項	利用申込者の同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
みなし指定	H18年改正前からの利用者の取り扱い
設備に関する基準（共同生活住居の数、必要な設備）	グループホームの共同生活住居は1戸または2戸、共同生活住居の入居定員5人以上9人以下、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に対して必要な設備等

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制等
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置など必要な措置
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

ア 基準を強化するもの

⇒認知症対応型共同生活介護の居室の床面積

市の法令による基準	市条例で定める基準
<p>【従うべき基準】</p> <p>第七十三条</p> <p>4 一の居室の床面積は、<u>7.43 平方メートル以上</u>としなければならない。</p>	<p>一の居室の床面積</p> <p><u>10.65 平方メートル以上</u></p>

【上記の理由】

国の通知において、「7.43 m²とは別に収納設備を確保するなど、利用者の私物等も置くことのできる充分な広さを有すること」とされており、本市では、これまで特別養護老人ホーム等のユニット個室と同面積(10.65 m²)としてきたことから、引き続き、利用者の生活の質を確保するため、国の基準から拡張します。

イ 基準を維持するもの

⇒「認知症対応型共同生活介護の居室の床面積」以外の全ての基準

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－3

3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定）
- ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・ 指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
介護老人福祉施設	26	常時介護が必要で、自宅で介護が困難な方が入所して介護サービスを受ける

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者の員数	介護支援専門員、介護その他の従業者の員数
居室の床面積	入所者一人当たりの床面積 10.65 m ² 以上とすること
運営に関する事項	入所者の同意、提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止、管理者による管理、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
施設サービス計画の作成	介護支援専門員による施設サービス計画の作成
運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保	適切な施設サービスを提供のための従業者の勤務の体制
衛生管理等	入所者の使用する施設、食器その他の設備等の衛生的な管理
記録の整備	従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の 3 類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

ア 基準を強化するもの

⇒ 指定介護老人福祉施設の居室定員

市の法令による基準	市条例で定める基準
<p>【参照すべき基準】</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、<u>一人とすること。</u> <u>ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u></p>	<p>一の居室の定員は一人 <u>ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、四人以下の可能</u></p>

【上記の理由】

指定介護老人福祉施設の居室定員については、原則1人としますが、事業者へのアンケート調査の結果等から、現状において居室料が低額である多床室の必要性が認められることから、プライバシーの保護に配慮しながらも国の基準を拡大し、例外規定を設けて、従来型施設の一の居室の定員を4人以下とすることも可能にします。

イ 基準を維持するもの

⇒ 「指定介護老人福祉施設の居室定員」以外の全ての基準

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－4

4 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（施設長等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定、施設の利用者の数に関する基準に係る規定、その他の設備及び運営に関する規定）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
特別養護老人ホーム	15	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があり、常時介護を要する者を養護する入所施設
ユニット型特別養護老人ホーム	12	ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホーム
ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム	4	地域密着型のユニット型特別養護老人ホーム
地域密着型特別養護老人ホーム	0	地域密着型の特別養護老人ホーム

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従るべき基準

見出し	概要
居室の床面積	入所者一人あたりの床面積は 10.65 m ² 以上（ただし、サービス提供上必要と認められ二人とする場合は 21.3 m ² 以上が標準）
職員の配置	施設長、医師、生活相談員、介護職員又は看護師、栄養士、機能訓練指導員、調理員、事務員その他の職員 (施設長、生活相談員、機能訓練指導員には資格要件あり)
運営に関する事項	身体的拘束等の禁止、常時一人以上の常勤介護職員による介護、職員以外の介護の禁止、入所者の入院期間中の取扱い、秘密保持等、事故発生時の対応 勤務体制の確保等（ユニット型施設）

イ 標準とする基準

「該当なし」

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型施設の一の居室の定員は 1 人（経過措置として既存施設の定員は 4 人以下） ・ユニット型施設の一の居室の定員は原則 1 人
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備、具体的な計画、関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情解決	入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口設置等の必要な措置

※ 詳細は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の 3 類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

ア 基準を強化するもの

⇒ 特別養護老人ホーム（ユニット型以外）の居室の定員

市の法令による基準	市条例で定める基準
<p>【参照すべき基準】</p> <p>第11条</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。<u>ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u></p>	<p>一 居室</p> <p>一の居室の定員は一人</p> <p><u>ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、四人以下</u></p>

【上記の理由】

特別養護老人ホームの居室定員については、原則1人としますが、事業者へのアンケート調査の結果等から、現状において居室料が低額である多床室の必要性が認められることから、プライバシーの保護に配慮しながらも国の基準を拡大し、例外規定を設けて、従来型施設の一の居室の定員を4人以下とすることも可能にします。

イ 基準を維持するもの

⇒ 「特別養護老人ホーム（ユニット型以外）の居室の定員」以外の全ての基準

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－5

5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定、利用者の数に関する基準に係る規定、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定）
- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
訪問介護	99	ヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行う
訪問入浴介護	9	居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行う
訪問看護	360	医師の指示により、看護師が居宅を訪問し、療養上の世話等を行う
訪問リハビリテーション	336	医師の指示により、理学療法士等が訪問によるリハビリを行う
居宅療養管理指導	825	医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の指導を行う
通所介護	119	通所介護施設で、食事や入浴などの支援を日帰りで行う
通所リハビリテーション	76	医師の指示により、通いながらリハビリテーションを行う
短期入所生活介護	35	施設に短期間入所して、日常生活の世話などを受ける
短期入所療養介護	12	医師の指示により、短期間入所して機能訓練などを受ける
特定施設入居者生活介護	13	指定を受けた施設に入居して、日常生活上の世話を受ける
福祉用具貸与	32	ベッドや車椅子などの福祉用具をレンタルする
特定福祉用具販売	33	ポータブルトイレなどの福祉用具を購入する

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定居宅サービス事業者の指定に係る申請	法人格を有するもの
従業者の員数 (サービスの種類により職種・員数に違いあり)	管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の員数
運営に関する事項	内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族に対するサービス提供の禁止(訪問介護)従業者以外の看護・介護の禁止(訪問看護、通所介護など)、身体拘束等の禁止(通所介護など)、秘密保持等、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員等	短期入所生活介護事業所の利用定員は 20 名以上(併設事業所は 20 人未満とすることができる)

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制等
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置など必要な措置
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和します。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－6

6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定）
- ・ 利用者の数に関する基準に係る規定
- ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・ 指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・ 指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
介護予防訪問介護	64	ヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行う
介護予防訪問入浴介護	8	居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行う
介護予防訪問看護	357	医師の指示により、看護師が居宅を訪問し、療養上の世話等を行う
介護予防訪問リハビリテーション	334	医師の指示により、理学療法士等が訪問によるリハビリを行う
介護予防居宅療養管理指導	822	医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の指導を行う
介護予防通所介護	117	通所介護施設で、食事や入浴などの支援を日帰りで行う
介護予防通所リハビリテーション	75	医師の指示により、通いながらリハビリテーションを行う
介護予防短期入所生活介護	34	施設に短期間入所して、日常生活の世話などを受ける
介護予防短期入所療養介護	12	医師の指示により、短期間入所して機能訓練などを受ける
介護予防特定施設入居者生活介護	13	指定を受けた施設に入居して、日常生活上の世話を受ける
介護予防福祉用具貸与	31	歩行器などの福祉用具をレンタルする
特定介護予防福祉用具販売	33	ポータブルトイレなどの福祉用具を購入する

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請	法人格を有するもの
従業者の員数 (サービスの種類により職種・員数に違いあり)	管理者、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の員数
運営に関する事項	利用申込者の同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
利用定員等	介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は20名以上(併設事業所は20人未満とすることができる)

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制等
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置など必要な措置
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－7

7 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準に従わなければならない。地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定）
- ・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）
- ・介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準（療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
介護老人保健施設	11	在宅復帰を目指し、リハビリが必要な方が入所する

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者の員数	介護支援専門員、介護その他の従業者の員数
運営に関する事項	入所者の同意、提供拒否の禁止、診療の方針、管理者による管理、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
施設サービス計画の作成	介護支援専門員による施設サービス計画の作成
運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切な施設サービスを提供のための従業者の勤務の体制
衛生管理等	入所者の使用する施設、食器その他の設備等の衛生的な管理
記録の整備	従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－8

8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・ 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定）
- ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定
- ・ 指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
介護療養型医療施設	4	長期入院が必要な方が、療養病床などに入院する

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
従業者の員数	看護職員、介護その他の従業者の員数
構造設備（床面積のみ）	入院患者一人当たりの床面積 6. 4 m ² 以上とすること
運営に関する事項	入所者の同意、提供拒否の禁止、診療の方針、管理者による管理、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応

イ 標準とする基準

該当なし

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
施設サービス計画の作成	介護支援専門員による施設サービス計画の作成
運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切な施設サービスを提供のための従業者の勤務の体制
衛生管理等	入所者の使用する施設、食器その他の設備等の衛生的な管理
記録の整備	従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備

※ 詳細は「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 41 号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－9

9 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（施設長等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定、施設の利用者の数に関する基準に係る規定、その他の設備及び運営に関する規定）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
養護老人ホーム	1	65歳以上で、環境や経済的理由により居宅で養護を受けることが困難なものを措置入所させ養護する施設

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
居室の床面積	入所者一人あたりの床面積は、10.65平方メートル以上
運営に関する事項	身体的拘束等の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
入所定員	20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合は10人以上）

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
処遇計画	入所者の処遇計画の作成、状況に応じた見直し
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備、具体的計画、関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理

※ 詳細は「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）

参考資料 1－10

10 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について

1 概要

(1) 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を本市の条例等で定める必要があります。

(2) 基準の分類

これまで法令で定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類され、本市は、この分類に基づき、条例等を制定していく必要があります。

国が示す基準の考え方	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準に従わなければならない。・地域の実情に応じて国の基準の強化は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を標準とする範囲内でなければならない。・合理的な理由のある範囲内で、地域の実情に応じて、国の基準の強化、追加等は許容	<ul style="list-style-type: none">・条例の内容は、国の基準を十分参酌しなければならない。・地域の実情に応じて国基準の強化、追加等は許容

2 条例等に規定する基準の概要

(1) 関係法令

- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(2) 基準の概要

- ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（施設長等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定、施設の利用者の数に関する基準に係る規定、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定）

(3) 対象施設（サービス）等

施設等の名称	施設等の数	施設等の概要
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1 2	身体機能の低下等により自立生活に不安がある者に、無料又は定額な料金で、生活上必要な便宜を提供する入所施設
都市型軽費老人ホーム	—	小規模な軽費老人ホームであって、原則として既成市街地等（首都圏整備法等に規定する既成市街地など：宇都宮市は区域外）に設置され、知事（指定都市又は中核市）が指定するもの
軽費老人ホームA型	—	高齢等のため独立した生活に不安がある者に、無料又は定額な料金で、生活上必要な便宜を提供する入所施設
軽費老人ホームB型	1	身体機能低下や高齢等により生活に不安がある者に、無料又は定額な料金で、生活上必要な便宜を提供する入所施設

(4) 規定する主な基準と類型

ア 従うべき基準

見出し	概要
居室の床面積	(一つの居室の床面積) ・軽費老人ホーム：21.6m ² 以上（収納設備等を除いた有効面積は14.85m ² 以上） ・都市型軽費老人ホーム：7.43m ² 以上（収納設備を除く） ・軽費老人ホームA型：6.6m ² 以上（収納設備を除く） ・軽費老人ホームB型：16.5m ² 以上
職員の配置	施設長、生活相談員、介護職員、栄養士、事務員、調理員等の必要な職員数を配置
運営に関する事項	入居申込者等に対する説明等（不当な契約解除の禁止）、身体的拘束等の禁止、事故発生時の対応

イ 標準とする基準

見出し	概要
入所定員	・都市型軽費老人ホーム：入所定員20人以下 ・軽費老人ホームA型：50人以上 ・軽費老人ホームB型：原則50人以上（他の老人福祉施設に併設する場合は20人以上）

ウ 参照すべき基準

見出し	概要
入所申込者等に対する説明等	入所申込者又はその家族に対して重要事項を記載した文書を交付し説明を行い、契約を文書で締結
運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程
勤務体制の確保等	適切なサービス提供のための従業者の勤務の体制
非常災害対策	非常災害に関する必要な設備、具体的な計画、関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練
衛生管理等	従業者の健康管理、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理

※ 詳細は「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）」参照

3 本市の対応

(1) 基本的な考え方

下記の3類型により対応します。

ア 基準を強化するもの

国の基準が最低基準であり、既に本市において行政指導により基準を上回る運用をしているものについては、条例等で基準を強化します。

イ 基準の追加等をするもの

- ・ 本市の施策を推進するために必要であるものについては、条例等で基準を追加します。
- ・ 本市の実態や市民等の現状から、公益上の必要があるものについては、条例等で対象物の追加又は基準の緩和をします。

ウ 基準を維持するもの

現時点において、全国一律の水準を確保することが妥当であるもの等については、国の基準を維持します。なお、今後の社会経済状況の変化に応じて適宜見直し等を図ります。

(2) 基準設定の方向性

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」については、全て国の基準を維持します。

【上記の理由】

これまで設備・運営等について詳細に定めている国の基準に基づき、利用者や事業者の観点から、適切なサービスの提供や施設の管理が行われており、引き続き、国の基準を維持することで、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として引用します。

(3) 基準を定める条例等の施行日

平成25年4月1日（予定）